

<p style="text-align: center;">平成 28 年度第 2 回 公契約審議会 平成 28 年 12 月 20 日（火）午後 1 時～午後 2 時 30 分 東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、長坂委員、中原委員
事務局	鈴木財務部長・榎本契約検査課長・長濱契約検査課長補佐・岩田契約検査課長補佐
<p>契約検査課長 財務部長 石原会長 課長補佐 石原会長 各委員 石原会長 課長補佐 委員 契約検査課長 委員 委員 委員 契約検査課長</p>	<p>開会宣言 挨拶 挨拶 資料 1（1）前回審議会の確認事項について事務局より説明をお願いします。 説明（資料 1（1）前回審議会の確認事項について） 質問・意見ありませんか。 （意見なし） それでは次の議題に移らせていただきます。資料 2 労働報酬下限額について（1）工事請負契約について、事務局より説明をお願いします。 説明（資料 2 労働報酬下限額について（1）工事請負契約） 公契約の対象として発注される案件において、設計労務単価が設定されていない屋根ふき工、建築ブロック工の方が今後従事する可能性はありますか。 当該職種についてはサンプルが少なく、愛知県だけでなく全国的に設計労務単価が設定されていない状況ですが、業務は実際にあります。専門として従事されている方が少ないためサンプルが少なかったのではないかと推測しています。 事業者側は給与を支払うにあたり、類似の職種を参考にしていると思われます。 屋根ふき工と建築ブロック工の労働報酬下限額として同一の額を設定するのか、別々の額を設定するのかについても検討の必要があります。同一の額を設定する場合、高い方の職種に対しても低い方の額で賃金が支払われる懸念もあります。 この件について事務局から業界への聞き取り等は行いましたか。 屋根ふき工、建築ブロック工の労働報酬下限額についての実態調査は特に行っていませんが、設計労務単価が設定されない 2 業種について工事請負以外の労働報酬下限額である 860 円が適用される旨を業者</p>

委員	<p>に対し説明した際、非常に低い額だと受け取られました。額を設定する場合にも、過去に設定されていた額は普通作業員や軽作業員より高いためどの額で設定すべきか、設定後に設計労務単価が示された場合にどう対応するかの問題はありますが、860円では額の考え方が設計労務単価とは異なるため、せめて同じ考え方で計算できるようにしたいと思います。ただ一方で額を設定すると現在の860円からは大きく上昇するため、事業者の方が抵抗感を覚えることを懸念しています。</p> <p>給与は労働者のやりがいや達成感に関わることであり、公契約条例の趣旨から鑑みても当該2業種に対し労働報酬下限額を設定すべきと考えます。</p>
契約検査課長	<p>設計労務単価はあくまで設計のため国が調査に基づき設定したものであり、労働者へ実際に支払われる額と全て等しいとは限りません。私たちが設定するのは下限額ですので、あまり額が上下するのは望ましいものではありません。あくまで下限額を低めに設定している旨を付記するという方法も考えられます。</p>
委員	<p>案の中で最も額が高くなるのは過去の単価を準用するケースですが、過去の例が1年分のみでは根拠に乏しいところです。</p>
財務部長	<p>基本は国から示される設計労務単価に基づき設定しますが、設定がない職種の額を算出するにあたり、最も低い額となる軽作業員単価や普通作業員単価、過去の単価を参考に設定することで業界と労働者双方から理解が得られるのではと考え今回の案を提示しました。今後実際に設計労務単価が示されればその額を使用するとご理解いただければ結構です。</p>
委員	<p>例えば今年度は普通作業員等の単価を参考に設定し、設計労務単価が示され次第その額に近づけるよう変更するという方法を取られるのですか。</p>
財務部長	<p>設計労務単価が示された場合はその75%を労働報酬下限額として設定します。</p>
委員	<p>当該2業種に限らず、今後設計労務単価が一旦示された後、翌年度以降に示されなくなる場合も考えられます。今回はそういった場合の方針を決める最初のケースとなります。</p>
財務部長	<p>現在は設計労務単価の設定のない業種は860円を労働報酬下限額と設定しています。設計労務単価が示されない年度はどの職種も同様の取扱いをとることにすれば方針は決定しますが、実際の状況からは乖離します。</p>
委員	<p>屋根ふき工と建築ブロック工について過去の設計労務単価は示され</p>

	<p>ていますので、算定方法の案として、例えば屋根ふき工については設定のあった最終年度である平成 22 年度の単価 14,600 円と、同年度の普通作業員の単価 13,700 円とを比較し、算出した割合を直近の普通作業員の額に乗算し算出するという方法もあります。</p>
委員	<p>他の職種についても同様のケースが来年以降起こり得るため汎用性のある算出方法を定めることができると有効性が高いと思います。</p>
委員	<p>屋根ふき工と建築ブロック工とでは過去に設定された設計労務単価が大きく異なるため、両者の額を揃えるかどうかの問題もあるかと思っています。</p>
石原会長	<p>私の案としては両職種で明らかに額が異なるため、別々の額を設定するという考えです。</p>
委員	<p>当該 2 業種は他の職種の方が兼業で従事されるという話がありましたので、類似する業務に近い額を設定するという方法もあります。</p>
石原会長	<p>委員から見て類似の業務がどの職種にあたるかは分かりますか。</p>
委員	<p>従事している本人は分かると思われます。</p>
契約検査課長	<p>どの業務がどの職種に該当するかという説明は国より示されており、説明書きが充実していますので従事している方は判別できると思います。</p>
委員	<p>特殊な業務の単価が通常より高くなるのは理解できます。当該 2 業種の額を一括にすると低い額で揃えないといけませんので、個別に設定すべきかと思っています。</p>
契約検査課長	<p>860 円の根拠は最低賃金であり、どの職種も必ずこの額以上でなければいけないという考えで設定しました。ただ説明会では設計労務単価を参考にした場合と額に差があるという意見や、考え方は最低限一緒にしてはという意見があったため、具体的な額を設定する案を提示しました。</p>
委員	<p>事業者側も低い額を設定したい考えはありませんが、設定される額が妥当であることが必要です。今回の案では例が 1 年分しかないため、資料では妥当であるかどうか判断しかねます。</p>
石原会長	<p>過去に設計労務単価の設定があった当時から直近数年間の設計労務単価は分かりませんか。私の案を例にしても割合を 3 年分算出し平均するなどの方法が考えられます。また額は毎年個別に設定するのではなくルールを決めるほうが良いと思います。また委員の皆さんからの意見もありましたが、特殊な業務を行う方に対し通常よりも高い額を設定するのは技術に対する見方として正当なものかと思っています。</p>
契約検査課長	<p>1 年分で決定するのではなく、過去の年度の状況を確認し複数年度</p>

委員	<p>に設計労務単価の設定があるかどうかを確認します。</p> <p>調査の結果1年分しか設定がなかったとしても、その額にはそれなりの理由があるはずですので、それを尊重すれば良いと思われま</p>
石原会長	<p>それでは直近3年分、事務局は調査をお願いします。直近で3年分無い場合は、あまり昔に戻っても意味がありませんので直近の年度を2年分、1年分でも結構なので確認して下さい。</p>
契約検査課長	<p>それでは平成22年度に設定のある屋根ふき工については21、20年度のような形で調査します。また額については普通作業員をベースに検討する方法もありますが、各職種の平均単価を算出し、加重平均した平均単価をベースに検討する方法もあります。普通作業員より加重平均のほうが上げ幅としては平均に近いと思われま</p>
石原会長	<p>各職種の平均では非常に額の高い職種も平均に含まれてしまうのではないのでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>単価の平均ではなく、年度ごとの上げ幅の平均を想定しています。5年間で30%近くも単価が上がっているため、上げ幅を普通作業員のもので計算するか、平均の上げ幅で計算するかということで提案いたしました。ベースは過去3年分の設計労務単価を調査し、そこから上昇させる方法の話です。</p>
石原会長	<p>私は単純に普通作業員と屋根ふき工や建築ブロック工の比率を出し、その比率を普通作業員の最新単価に乗算し算出する方法を考えていました。平成22年度の普通作用員の単価13,700円と屋根ふき工の単価14,600円との割合を現在の普通作業員の単価に乗算するといった形です。賃金の考え方は複雑にしないほうが良いと思います。</p>
財務部長	<p>今私たちは普通作業員の単価だけを基本に考えていますが、それが低すぎないかということで提案をするものです。</p>
委員	<p>会長の提案された案が一番シンプルのように思います。過去に設定された設計労務単価はそれなりに合理性があったものだと思いますので、最もスタンダードな額を普通作業員に設定するとすれば、その比率を乗算し算出するというのがシンプルかと思います。</p>
石原会長	<p>当該2業種の労働報酬下限額を変更するのであればもう一度審議会を開催し、再度答申を行う必要があります。次回の審議会までに過去3年分の比率の平均と1年分の比率を出し、あまり差が無ければ1年分の比率を使用する方法もあるかと思います。</p>
委員	<p>最後に設計労務単価が公表された年度から過去数年分を調べてもらえれば宜しいかと思います。</p>
契約検査課長	<p>次回の審議会までに詳しく調べ試算します。</p>

石原会長	それではこの件については次回も引き続き議論をお願いします。
石原会長	続いて資料2 労働報酬下限額について(2) 工事請負以外の契約について、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明(資料2 労働報酬下限額について(2) 工事請負以外の契約について)
委員	特定公契約の該当となる案件は増加予定ですか。
契約検査課長	工事請負契約については、1億5000万円以上の案件が対象になります。毎年同程度の件数ですので、工事については大きく変更はないと思います。ただ業務委託については、昨年度は4月1日公告の案件から適用しましたが、例年3月に議決後、4月1日までに公告する案件が多数ありますので、それらの案件が平成28年は公契約条例の対象外でしたが、平成29年からは該当します。
委員	結論として現在の最低賃金プラス15円を維持するか、上昇するかが考えられますが、3月末公告の案件はいずれにせよ現在の額が適用されることになるということですか。
契約検査課長	その通りです。
財務部長	27年度末公告の案件は公契約条例の適用外でしたが、28年度末公告の案件は適用されますので、件数は本来の数字になります。3月末に公告した案件はプラス15円、4月以降に公告した案件は新しい額が適用されるため、両者で大きな差ができるのは相当ではないと考え今年度は現状維持を提案しました。
石原会長	主に該当するのはシルバー人材センターの業務などですか。
契約検査課長	可能性があるのは除草等の早期発注を行う業務です。シルバー人材センターに委託する業務は特定公契約に該当するものは無いかと思います。
会長	それでは工事請負以外の契約における労働報酬下限額は15円プラスでよろしいでしょうか。
(各委員)	(異議なし)
石原会長	ありがとうございます。
石原会長	続いて資料2 労働報酬下限額について(3) 未熟練者・年金受給者等について、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明(資料2 労働報酬下限額について(3) 未熟練者・年金受給者等について)
委員	年金受給者等については、建設工事の場合は個々の職種の設計労務単価を適用しないということよろしいですか。
契約検査課長	その通りです。未熟練者について建設工事は軽作業員単価に65%で

石原会長	計算した 872 円を、業務委託は愛知県の地域別最低賃金の額である 845 円を適用します。年金受給者等についても、建設工事は 872 円、業務委託は 845 円を適用します。
契約検査課長	年金受給者と未熟練者は同じ取り扱いということでよろしいですか。
石原会長	その通りです。
(各委員)	この件については事務局案の通りとしてよろしいですか。
石原会長	(異議なし)
課長補佐	続いて資料 3 公契約条例の目的を達成するための施策(責務)について、事務局より説明をお願いします。
石原会長	説明(資料 3 公契約条例の目的を達成するための施策(責務)について)
契約検査課長	発注量の平準化のグラフについては、件数ではなく金額で集計することはできませんか。その方が発注量を把握できると思います。
委員	資料作成時に金額で集計し件数と同じ表で比較しましたが、ほぼ同じ傾向であり、件数表示の方が単純であったため今回は件数のみのグラフとしました。
契約検査課長	社会保険の未加入対策について、豊橋市は「元請業者は全て加入することを条件とする」と記載がありますが、愛知県と表現が異なる理由は何ですか。
石原会長	豊橋市は入札参加資格申請の際に社会保険への加入を条件としており、元請業者は全て社会保険に加入していますが、下請業者に加入を義務付けてはいません。愛知県も元請業者に対しては同様ですが、一次下請の業者まで社会保険の加入を義務付けているため表現が異なります。
契約検査課長	具体的に社会保険というのは健康保険など私たちの加入しているものと一緒と考えて良いですか。
委員	その通りです。国土交通省は、平成 29 年度を目標年次として加入率 100%を目指し社会保険労務士等の個別相談会などを企画しています。豊橋市では、工事ごと提出される施工体制台帳で下請の状況を確認する限り殆どの業者が社会保険に加入しており、未加入であっても加入義務のない業者が多く、実際の加入の指導は殆ど必要ない状況です。
契約検査課長	元請会社としても、下請業者にはできる限り社会保険に入っていたきたいという思いがあります。
	社会保険の加入業者と未加入業者については、未加入業者のほうが

	<p>安く応札できるということで公平性に欠けるため、指導を望む声があります。</p>
石原会長	<p>市役所と社会保険労務士との接点はあるのでしょうか。</p>
財務部長	<p>交流は殆どない状態です。</p>
石原会長	<p>社会保険労務士のニーズは非常に高まっていると聞きます。税理士事務所の方でも相当な割合の方が社会保険労務士の業務を行っている</p>
	<p>と聞きますので、市とネットワークを築いてはどうかと思います。</p>
財務部長	<p>社会保険については制度や法律の変更が目まぐるしいため、その実態と実勢を知っている方の協力は大きいです。私たちは実務には詳しくない面がありますので、接点を持つのは良いことだと思います。</p>
	<p>それでは、施策についてはよろしいでしょうか。</p>
石原会長 (各委員)	<p>(異議なし)</p>
石原会長	<p>最後に資料4 その他について、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>説明(資料4 その他について)</p>
契約検査課長	<p>来年の1月末に設計労務単価が公開されるかどうか不明のため、公開されない場合は新しい設計労務単価無しでの議論をお願いします。</p>
石原会長	<p>これにて本日の審議会を終了いたします。</p>